

必要とする添付書類について

必要とする書類は以下のとおりとする。

- 1 委任状（納入通知書の送付先が本人の場合不要）
- 2 私道敷内を除き、他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとする者にあつては、当該土地または構築物の所有者の承諾（給水条例施行規程第2条第1項第5号）
 「私有地内給水管理設承諾書」
 私道敷内の埋設については、当該土地又は構築物の所有者に書面による通知
 「私道敷内配水管・給水管理設通知確認書」 「私道敷内配水管・給水管理設通知書」
- 3 他人の給水装置から給水管を分岐しようとする者にあつては、当該給水装置の所有者の承諾。（給水条例施行規程第2条第1項第6号）
 「給水管分岐承諾書」
 ※道路に縦断布設されている管からの分岐は原則として必要ないが、利害関係が存在する場合は、事前に給水検査班と協議すること。
- 4 給水装置の新設、増設または改造に伴って受水槽を設置する者はその設計に関する参考図書。（給水条例施行規程第2条第2項）
- 5 給水槽と装置の所有者が、給水区域内に移住しないとき、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、給水区域内に移住する代理人を置かなければならない。（給水条例第16条）
 「代理人選任届」
- 6 給水装置を共有する者、共有給水装置を共有する者、専用給水装置の共同使用者その他企業長が必要と認めた者は、それぞれの中から、この条例の規程による水道の仕様関係に伴う一切の権限を委任した管理人一人を選任し、企業長に届け出なければならない。（給水条例第17条）
 「管理人選任届」
- 7 給水条例第4条第2項第1号の規程に基づき、道路を縦断して配水管を布設するときは、「配水管布設工事申請者施行施設譲渡申請書」または譲渡「確約書」添付しなければならない。
- 8 その他、給水装置を設置するにあたり利害関係を伴うとき。

必要とする添付書類について

必要とする書類は以下のとおりとする。

- 1 委任状（納入通知書の送付先が本人の場合不要）
- 2 他人の土地または構築物に給水装置を設置しようとする者にあつては、当該土地または構築物の所有者の承諾（給水条例施行規程第2条第1項第5号）
 「私道敷地内埋設承諾書」 「私有地内給水管理設承諾書」
- 3 他人の給水装置から給水管を分岐しようとする者にあつては、当該給水装置の所有者の承諾。（給水条例施行規程第2条第1項第6号）
 「給水管分岐承諾書」
 ※道路に縦断布設されている管からの分岐は原則として必要ないが、利害関係が存在する場合は、事前に給水検査班と協議すること。
- 4 給水装置の新設、増設または改造に伴って受水槽を設置する者はその設計に関する参考図書。（給水条例施行規程第2条第2項）
- 5 給水槽と装置の所有者が、給水区域内に移住しないとき、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、給水区域内に移住する代理人を置かなければならない。（給水条例第16条）
 「代理人選任届」
- 6 給水装置を共有する者、共有給水装置を共有する者、専用給水装置の共同使用者その他企業長が必要と認めた者は、それぞれの中から、この条例の規程による水道の仕様関係に伴う一切の権限を委任した管理人一人を選任し、企業長に届け出なければならない。（給水条例第17条）
 「管理人選任届」
- 7 給水条例第4条第2項第1号の規程に基づき、道路を縦断して配水管を布設するときは、「配水管布設工事申請者施行施設譲渡申請書」または譲渡「確約書」添付しなければならない。
- 8 その他、給水装置を設置するにあたり利害関係を伴うとき。